



一般社団法人 OpenSUSI 定款



一般社団法人 OpenSUSI 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人 OpenSUSI と称し、英文では Open Source Utilized Silicon Initiatives と表記する。

第2条 (目的)

当法人は、国内の半導体アセット（チップ製造能力）を、プラットフォームに再整備することで、専用半導体設計の参入障壁を下げ、国内産業が専用半導体にて国際競争を勝ち抜く環境を提供することを目的とする。

2. 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 半導体のオープンソース PDK（設計情報）の企画、開発、提供
- (2) オープンソース又は潜在利用需要を喚起する経済条件での専用半導体試作サービスの提供
- (3) オープンソースの半導体設計コミュニティの企画、運営及びそれらを通じての人材育成
- (4) 半導体のオープンソース PDK（設計情報）のノウハウ蓄積、公開
- (5) 半導体に関する知的財産権の開発、管理、保護
- (6) 講演、展覧会、シンポジウム、セミナーの企画、運営
- (7) 書籍、雑誌、印刷物等の企画、制作、販売
- (8) 半導体に関する内外の諸機関、団体、研究機関、教育機関との情報交換、連携及び協力
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3条 (主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第4条 (公告方法)

当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社 員

第5条 (種別)

当法人の会員は、次の3種とし、業務運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 業務運営会員

当法人の目的に賛同し、かつ当法人の業務運営を担う目的で入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 一般会員

個人、一般企業、学校法人、NPO 法人、行政関係者等で当法人の目的に賛同し、当法人の活動を応援する為に入会した者をいう。

第6条 (入会)

当法人の成立後、業務運営会員、賛助会員及び一般会員(以下「会員等」という。)となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

第7条 (会費)

業務運営会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 (社員名簿)

当法人は、会員等の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 前項の「会員名簿」をもって法人法上の社員名簿とする。

3. 当法人の業務運営会員等に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所、若しくは、業務運営会員等が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第9条 (資格喪失)

当法人の会員等が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総業務運営会員の同意があったとき。

第10条 (退会)

会員等は、代表理事が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第11条 (除名)

当法人の会員等が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員等としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員等を除名することができる。

第12条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員等が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。業務運営会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員等がその資格を喪失しても、既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

第13条（招集）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、業務運営会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

第14条（招集手続の省略）

社員総会は、業務運営会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

第16条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した業務運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項に定める決議は、総業務運営会員の半数以上であって、総業務運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条（社員総会の決議の省略）

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は業務運営会員から提案があった場合において、その提案に業務運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第18条（議決権の代理行使）

業務運営会員は、当法人の業務運営会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第19条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに記名押印又は電子署名し、これを主たる事務所に10年間備

え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

第20条（理事の員数）

当法人の理事の員数は、1名以上とする。

第21条（理事の選任の方法）

当法人の理事の選任は、社員総会において総業務運営会員の議決権の過半数を有する業務運営会員が出席し、出席した当該業務運営会員の議決権の過半数をもって行う。

第22条（代表理事）

当法人に理事が2人以上いるときは、社員総会の決議によって代表理事1人を選定するものとする。

第23条（理事の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第24条（報酬等）

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第25条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第26条（計算書類等の定時社員総会への提出等）

代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については代表理事又は理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第27条（計算書類等の備置き）

当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

第28条（基金の抛等）

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。
3. 基金の返還は、定時社員総会の決議により行う。
4. 返還の方法その他手続の詳細は、社員総会の決議により別に定める。

第7章 附 則

第29条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

第30条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都目黒区原町一丁目15番12-404号西小山ヒルズ

設立時社員 岡 村 淳 一

茨城県つくば市梅園一丁目1番地1

設立時社員 株式会社 AIST Solutions

第31条（設立時役員）

当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事・代表理事

東京都目黒区原町一丁目15番12-404号西小山ヒルズ

岡 村 淳 一

設立時理事

茨城県つくば市豊里の杜二丁目7番地6

藤 卷 真

第32条（設立時の主たる事務所）

当法人の設立時の主たる事務所は、東京都港区西新橋一丁目1番1号とする。

第33条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に定めるところによる。

以上、当法人の現行定款に相違ないことを証明する。

令和8年3月9日

東京都目黒区原町一丁目15番12-404号
西小山ヒルズ
代表理事 岡村 淳一